

災害時の避難所等におけるエコノミークラス症候群の予防に関する協定

徳島県（以下「甲」という。）と東光株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の避難所等におけるエコノミークラス症候群の予防に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県内で災害が発生した場合に、避難所等におけるエコノミークラス症候群を予防するため、被災者への弾性ストックング（以下「物資」という。）の提供等、甲と乙が連携・協力して取り組むことで、被災者の安全を確保することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について取り組むこととする。

- （1）県における物資の備蓄確保
- （2）災害時の物資の供給確保
- （3）エコノミークラス症候群の予防に関する啓発
- （4）その他、必要とする事項

（連絡責任者の指定）

第3条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定めるものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

（甲の要請）

第4条 甲は、災害時において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、その調達が可能な物資の供給を要請するものとする。

2 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（措置事項の報告）

第5条 乙は、甲から第4条の要請を受けたときは、速やかに物資の供給確保等について適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に報告するものとする。

（物資の価格及び代金の支払い）

第6条 第4条に基づき供給された物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適正な請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第9条に基づき協議を行うものとする。

(物資の引き渡し)

第7条 物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(効力)

第10条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方から何らかの意思表示がない場合は、更新されたものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年3月9日

甲 徳島県
徳島県知事

乙 徳島県徳島市応神町吉成字西吉成43番地
東光株式会社
代表取締役社長